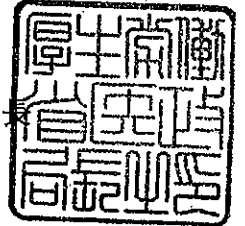


医政発 1210 第 7 号
平成 26 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」の一部改正について

医師の臨床研修に係る指導医講習会については、「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」（平成 16 年 3 月 18 日付け医政発第 0318008 号）により実施されているところであるが、平成 25 年 12 月 19 日にとりまとめられた医師臨床研修部会報告書を踏まえ、別添のとおりその一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。